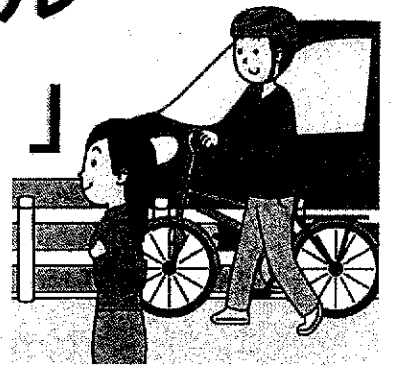


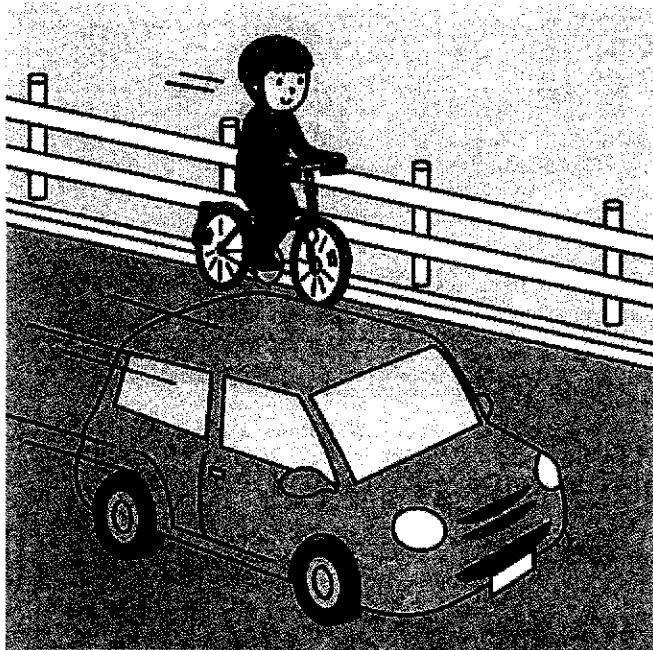


自転車の交通ルール 「年齢で変わるよ！」

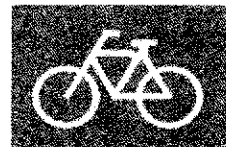


13歳から・・・

12歳までは、自転車で歩道を通ることができました。でも、13歳になってからは、車道の左側を通らないといけません。



例外・・・自転車で乗って歩道を通れるとき



上の図の標識や道路の標示があるところや、車道で道路工事をしていたり、車道の幅が狭いとき、車が多く車道を通るのが危険なときなどは歩道を通ることもできます。

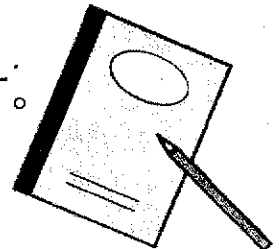
歩道を通るときは、車道側をすぐに止まれる速さで通らないといけません。歩行者優先です。歩行者がいたら止まって道をゆずりましょう。

14歳から・・・

14歳からは、自転車で「危険行為」をして、交通切符等の取締りを受けたり、交通事故を起こすことを、3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車安全運転講習」の受講が命じられます。

講習は3時間。講習内容は、テキストや視聴覚教材を利用した自転車のルール等の再確認です。講習手数料は6,000円。

受講命令に従わないと5万円以下の罰金が科せられます。



主な危険行為

- ① 信号無視
- ② 歩道での歩行者妨害
- ③ 車道の右側通行
- ④ 遮断踏切への立ち入り
- ⑤ 一時不停止
- ⑥ ブレーキ不良自転車の運転



ほかにも色々あります。調べてみましょう。また、傘さし運転や、携帯電話・スマートフォンを見ながら、イヤホンを着用しながらの運転も、安全に運転する義務に違反しているので、「危険行為」となることがあります。

自転車もあおり運転の罰則の対象です

道路交通法改正により、自転車がほかの車両の前で急ブレーキをかけることや、執拗にベルを鳴らすなどで、交通の危険を生じさせる恐れがあれば該当する可能性があり、「危険行為」とみなされることもあります。

自転車の運転は周囲の安全に配慮して、事故のないようにしましょう。

自転車損害賠償責任保険等への加入は義務です

神奈川県条例により、自転車損害賠償責任保険等の加入は義務化されています。

自転車利用者、自転車利用者の保護者、自転車を事業で利用する事業者、自転車貸付業者は自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。

★神奈川県警察ホームページに詳しい自転車の交通ルールが記載されています。右(→)の二次元コードからアクセスしてみましょう。



藤沢市役所 防犯交通安全課
住所: 藤沢市朝日町1-1
電話: 0466-50-8250(直通)

自転車も のれば車の なかまいり

